

静岡県公安委員会規則第14号

静岡県公安委員会特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年7月26日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

静岡県公安委員会特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県公安委員会特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年静岡県公安委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求並びに法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特例施設占有者の指定)</p> <p>第2条 公安委員会は、令第5条第5号の規定による特例施設占有者の指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、指定通知書（様式第1号）により、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（様式第3号）を公安委員会の掲示場に<u>掲示して</u>行うものとする。</p> <p>(指定した特例施設占有者に係る公示事項の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第2項の規定による報告、資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特例施設占有者の指定)</p> <p>第2条 公安委員会は、令第5条第5号の規定による特例施設占有者の指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、指定通知書（様式第1号）により、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（様式第3号）を公安委員会の掲示場に<u>掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。</u></p> <p>(指定した特例施設占有者に係る公示事項の</p>

変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（様式第4号）を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

（指定の取消し）

第4条 （略）

2 （略）

3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（様式第6号）を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

（報告等要求書による報告等の要求）

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（様式第7号）により行うものとする。

変更)

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（様式第4号）を公安委員会の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

（指定の取消し）

第4条 （略）

2 （略）

3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（様式第6号）を公安委員会の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

（報告等要求書による報告等の要求）

第5条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告、資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（様式第7号）により行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号から様式第8号までを次のように改める。

静公委指令計第 号

指 定 通 知 書

住所（所在地）

氏名（名称、代表者）

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づく特例施設占有者の指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

静岡県公安委員会



様式第2号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

静公委指令計第 号

不指定通知書

住所（所在地）

氏名（名称、代表者）

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定はしないので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

2 理由

年 月 日

静岡県公安委員会



(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

特例施設占有者指定公示書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定により公示する。

記

- 住所（所在地）及び氏名（名称、代表者）
- 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

静岡県公安委員会



特例施設占有者変更事項公示書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定により公示する。

記

- 住所（所在地）及び氏名（名称、代表者）
- 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 変更の届出があった事項

年 月 日

静岡県公安委員会



様式第5号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

静公委指令計第 号

指 定 取 消 通 知 書

住所（所在地）

氏名（名称、代表者）

殿

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって
指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

2 取消年月日

年 月 日

3 理由

年 月 日

静岡県公安委員会



(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

特例施設占有者指定取消公示書

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定により公示する。

記

- 1 住所（所在地）及び氏名（名称、代表者）
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

静岡県公安委員会



様式第7号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

静公委指令計第 号

報告等要求書

住所（所在地）

氏名（名称、代表者）

殿

第25条第1項 報告
遺失物法 の規定に基づき、下記のとおり資料の提出を求める。
第25条第2項 保管物件の提示

記

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）
- 2 報告を求める事項
- 3 提出を求める資料
- 4 提示を求める保管物件
- 5 理由

年 月 日

静岡県公安委員会



(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第 8 号（第 6 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

（表）

静公委指令計第 号

指 示 書

住所（所在地）

氏名（名称、代表者）

殿

第26条第1項
遺失物法 の規定に基づき、下記のとおり指示する。
第26条第2項

記

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）
- 2 指示事項
- 3 指示をする理由

年 月 日

静岡県公安委員会



(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注) 不要の文字は、横線で消すこと。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県公安委員会特例施設占有者の指定等に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。